

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成29年 6 月30日
【会社名】	株式会社福岡中央銀行
【英訳名】	THE FUKUOKA CHUO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 古村 至朗
【本店の所在の場所】	福岡市中央区大名二丁目12番 1 号
【電話番号】	092-751-4431（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 石塚 昭二
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区大名二丁目12番 1 号
【電話番号】	092-751-4431（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 石塚 昭二
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番 2 号）

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当行第96期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金2円50銭 配当総額67,722,705円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 600,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 600,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1 併合の割合

当行普通株式について、10株を1株の割合で併合するものです。

2 効力発生日

平成29年10月1日

3 効力発生日における発行可能株式総数

800万株

第3号議案 定款一部変更の件

1 発行可能株式総数を8,000万株から800万株に変更するものです。

2 単元株式数を1,000株から100株に変更するものです。

3 上記1及び2の変更は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、当該効力発生日をもって本附則を削除するものです。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役として、古村至朗、梶原学、井桁善廣、布施圭一郎、石塚昭二、草場勇次、山下知成、倉富純男、林田スマの各氏を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、行正晴實氏を選任するものであります。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 末松修、國松利行、中島健二、藤原俊文の各氏及び退任監査役 永利新一氏に対し、在任中の労に報いるため、当行所定の基準に基づいて相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金の処分の件	21,610	2,410	0	（注）1	可決 88.19
第2号議案 株式併合の件	24,019	1	0	（注）2	可決 98.02
第3号議案 定款一部変更の件	24,019	1	0	（注）2	可決 98.02
第4号議案 取締役9名選任の件					
古村 至朗	21,610	2,410	0		可決 88.19
桑原 学	21,610	2,410	0		可決 88.19
井桁 善廣	21,610	2,410	0		可決 88.19
布施 圭一郎	24,019	1	0	（注）3	可決 98.02
石塚 昭二	21,610	2,410	0		可決 88.19
草場 勇次	24,019	1	0		可決 98.02
山下 知成	24,019	1	0		可決 98.02
倉富 純男	21,610	2,410	0		可決 88.19
林田 スマ	23,992	28	0		可決 97.91
第5号議案 監査役1名選任の件				（注）3	
行正 晴實	24,019	1	0		可決 98.02
第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	21,442	2,578	0	（注）1	可決 87.50

（注）1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上